

産廃第181-3号
令和元年5月27日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井 毅
(公印省略)

廃プラスチック類等の適正処理について（通知）

日頃、産業廃棄物行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置の影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大し、廃棄物処理施設が逼迫している状況にあります。

このような状況を踏まえ、別添のとおり、産業廃棄物排出事業者及び処理事業者に対し、廃棄物の適正処理の推進を徹底するよう通知しました。

については、貴協会会員の皆様に対し、廃プラスチック類の適正処理について別添通知を周知してさせていただきますようお願いいたします。

担当 監視・指導・撤去担当 佐藤 内藤

TEL 048-830-3136

FAX 048-830-4774

E-Mail a3120-03@pref.saitama.lg.jp

産廃第181-1号

令和元年5月27日

県内産業廃棄物処理事業者 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井 毅

(公印省略)

廃プラスチック類等の適正処理について（通知）

日頃、産業廃棄物行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置の影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大し、廃棄物処理施設が逼迫している状況にあります。

産業廃棄物処理業者の皆様におかれましては、下記の点に留意し、廃プラスチック類の適正な処理の推進を図られるようお願いいたします。

なお、こうした状況を踏まえ、県は産業廃棄物排出事業者に対し、分別の徹底や適正な対価の支払いを含め、廃プラスチック類の適正処理の推進を図るよう通知しています。

(参考：(PDF ファイル)廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について(通知)

環境省HP：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html>)

記

1 処理基準の遵守及び火災防止対策

国内で保管される廃プラスチック類が増加傾向にある中、昨今、廃プラスチック類の処理施設等における火災の発生が複数発生しています。

県内でも昨年度火災が複数回発生したことから、本年2月15日には当課より「産業廃棄物処理に係る火災防止に向けた安全管理の徹底について(産廃環第1263号)」により火災防止を徹底するよう通知しています。

今後、更に県内での廃プラスチック類の処理量が増加する可能性もあることから、廃棄物処理法に定める処理基準の遵守、及び分別の徹底を行うとともに、消防法に基づき定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に基づき、火災防止対策など、廃棄物を適正に処理してください。

特に、リチウムイオン電池等、発火のおそれのある異物を含む有害使用済機器又は廃棄物の処理に当たっては、異物の分別・除去を徹底することにより、火災防止に努めてください。

2 補助事業

外国の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応するとともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、環境省ではプラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業を平成30年度より大幅に拡充しています。

新たな施設の導入等の際には、本制度の活用をご検討ください。

(参考：問い合わせ先 公益財団法人廃棄物・3R研究財団

<https://www.jwrf.or.jp/subsidiary/index.html>)

担当 監視・指導・撤去担当 佐藤 内藤

TEL 048-830-3136

FAX 048-830-4774

E-Mail a3120-03@pref.saitama.lg.jp

産廃第 181-2 号

令和元年 5 月 27 日

県内産業廃棄物排出事業者 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井 毅
(公印省略)

廃プラスチック類等の適正処理について (通知)

日頃、産業廃棄物行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置の影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大し、廃棄物処理施設が逼迫している状況にあります。

事業活動に伴う廃棄物を排出される皆様におかれましては、下記の点に留意し、分別の徹底や適正な対価の支払いを含め、産業廃棄物の適正な処理を図られるようお願いいたします。

なお、こうした状況を踏まえ、県は産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に対しては、廃棄物の適正処理の推進を徹底するよう通知しています。

(参考：(PDF ファイル) 廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について (通知))
環境省 HP : <http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html>)

記

1 排出事業者責任

排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をするか、他人に委託する場合には同法において他人の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者（処理業者）に委託しなければならないとされており、その責任は極めて重いものです。

委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、処理業者だけではなく、排出事業者も措置命令の対象となる可能性があります。

廃棄物処理法に基づく委託基準の遵守、産業廃棄物管理票による処理の管理の他、分別の徹底、適正な対価の支払いも含め、廃棄物の適正処理の徹底を図ってください。

2 火災防止対策

国内で保管される廃プラスチック類が増加傾向にある中、昨今、廃プラスチック類の処理施設等における火災の発生が複数確認されています。

廃プラスチック類を保管、管理する場合は、廃棄物処理法に定める保管基準の遵守、分別の徹底を行うとともに、消防法に基づき定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に基づく、火災防止に努めてください。

特に、リチウムイオン電池等、発火のおそれのある異物を含む有害使用済機器又は廃棄物の保管、処理に当たっては、異物の分別・除去を徹底してください。

担当 監視・指導・撤去担当 佐藤 内藤

TEL 048-830-3136

FAX 048-830-4774

E-Mail a3120-03@pref.saitama.lg.jp